

揖斐川町内就職促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内での就職を促進し労働力の確保を図るとともに移住定住を推進するため、町内事業所に正規労働者として就職した者に対し、奨励金を交付することについて、揖斐川町補助金等交付規則(平成17年揖斐川町規則第41号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町内事業所 法人その他の団体及び個人の事業者が事業活動を営む事業所で、本町の区域内に本社、本部、本店等を有する事業所をいう。ただし、次に掲げるものは、除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統括下にあるもの

イ 宗教活動、政治活動、選挙活動を行う団体、公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

ウ 国及び地方自治体

(2) 正規労働者 雇用期間の定めが無く、事業所の就業規則等に定める所定労働時間をフルタイムで働く者をいう。

(3) 学卒者 中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校専攻科、短大、大学、大学院、専修学校専門課程、各種学校及び職業訓練所を卒業後1年以内の者をいう。

(交付の対象)

第3条 奨励金の交付の対象となる者(以下「奨励金対象者」という。)は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 学卒者で、町内事業所に正規労働者として令和7年4月1日以降に就職した者

(2) 町内に住民登録がある者

(3) 同一の町内事業所に正規労働者として6月以上継続して勤務している者

(4) 町税等の滞納がない者

(5) 過去にこの奨励金の交付を受けていない者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1人につき20万円とする。

(奨励金の交付申請等)

第5条 奨励金対象者は、正規労働者として就職した日から起算して6月を経過した日から2月以内に、揖斐川町内就職促進奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 学卒者の卒業したことを証明する書類(卒業証明書等)
- (2) 正規雇用を証する書類(就労証明書等)
- (3) 住民票の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、奨励金を交付すべきものと認めたときは揖斐川町内就職促進奨励金交付決定通知書(様式第2号)(以下「交付決定通知書」という。)により、奨励金を交付しないときは揖斐川町内就職促進奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、交付決定通知書の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、揖斐川町内就職促進奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金を返還させることができる。

2 町長は前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、揖斐川町内就職促進奨励金返還通知書(様式第5号。以下「返還通知書」という。)により、当

該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

- 3 前項の規定による返還通知書を受領した者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。

(監督)

第9条 町長は、奨励金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、交付決定者に対し報告又は職員をして実地に検査を行わせることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。